

第 2 0 回 生殖補助医療部会	資料 5
平成14年11月21日	

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療によって生まれる子どもの、健全に育てられる権利の擁護のため、以下のとおり、提案いたします。(なお、次回平成14年11月21日は所用のため欠席させていただきます)

平成14年11月7日 才村眞理

1 実施医療施設内に設置される倫理委員会の審議事項に「夫婦が生まれた子どもを安定して養育していけるかどうかについて」の内容を以下のものとする。

- ① 夫婦は心身ともに健康であること。
- ② 子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していること。
- ③ 経済的に困窮していないこと。
- ④ 子どもの養育に関し虐待等の問題がないと認められること。

2 上記の内容の審議を可能とするため、事前に、夫婦はソーシャルワーカー（児童福祉の専門家又は、医療ソーシャルワーカー又は、社会福祉士）と面談することを条件とする。その際、ソーシャルワーカーの所属は、以下の案①～④のいずれかとする。

案①実施医療施設に配置

案②倫理委員会から派遣

案③公的管理運営機関より派遣

案④児童相談所の児童福祉司（調査委託）

案⑤その他独立して公平性透明性が確保できる機関・事務所にある者（調査委託）

また、このソーシャルワーカーは、夫婦が子どもを得て養育する際の、育児サポートについても、保育士・保健師・カウンセラー（臨床心理の専門家）等と必要に応じてチームを組むこととしたい。

上記の1の①～④の条件については里親の認定の要件を参考としています。

平成14年9月5日付けで「里親の認定に関する省令」「里親が行う養育に関する最低基準」が公布され、養育里親の要件として「ア 心身ともに健全であること。 イ 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。 ウ 経済的に困窮していないこと。 エ 児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること。 オ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。」が規定された。また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（H14.9.5 雇児発第0905004号）「養子制度等の運用について」により、自己の養子とする児童のあっせんを希望する者の相談を受けた児童相談所長は、養育里親に関する調査、認定の場合と同様に、家庭調査を行い、その者が養親として適当であるかどうかの認定を行うこととしている。

別添に上記の関係資料を添付しました。

雇児発第 0905001 号  
平成 14 年 9 月 5 日

各都道府県知事  
各指定都市市長

殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について

「里親の認定等に関する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 115 号）及び「里親が行う養育に関する最低基準」（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）については、いずれも本日公布され、平成 14 年 10 月 1 日から施行されることとなったが、これらの主な内容は下記のとおりであるので、取扱いに遺漏のないようお願いする。

なお、昭和 62 年 10 月 31 日厚生省発児第 138 号事務次官通知「里親等家庭養育の運営について」は、平成 14 年 10 月 1 日をもって廃止する。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 制定の趣旨

里親制度は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育を里親に委託する制度であり、昭和 23 年に児童福祉法の施行により発足した。当初、登録されている里親数は毎年増加したが、昭和 30 年代後半をピークに、それ以後は漸減の一途をたどっている。現在、我が国における要保護児童の処遇は、乳児院や児童養護施

設などの施設での処遇が大きな割合を占めており、里親に委託されている要保護児童は、全体の約6%にすぎない。

しかし、児童の発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、できる限り、家庭的な環境の中で養育されることが必要である。特に、虐待など家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められている。

そこで、今般、里親制度の推進を図るため、「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定することとし、里親制度の大幅な改善を行うこととした。

## 第2 里親の認定等に関する省令について

### 1 総則

(1) 里親の認定等については、この省令によること。

#### (2) 里親の種類

里親の種類は、養育里親、親族里親、短期里親及び専門里親とすること。

#### (3) 児童の委託

児童の委託は、養育里親のうち都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）による登録を受けた者、親族里親、短期里親のうち都道府県知事による登録を受けた者又は専門里親のうち都道府県知事の登録を受けた者のいずれかに対して行うものとする。

### 2 養育里親

#### (1) 定義

養育里親は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育する里親として認定を受けた者とする。

#### (2) 要件

養育里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

ア 心身ともに健全であること。

イ 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

ウ 経済的に困窮していないこと。

エ 児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること。

オ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

#### (3) 希望者による申請

ア 養育里親希望者は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこと。

(ア) 養育里親希望者の住所、氏名、年齢、性別及び職業

(イ) 養育里親希望者の同居の家族の氏名、年齢、性別及び職業

(ウ) 養育里親希望者及びその同居の家族の健康状態

(エ) 養育里親になることを希望する理由

イ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(ア) 養育里親希望者及びその同居の家族の履歴書

(イ) 養育里親希望者の居住する家屋の平面図

#### (4) 認定

ア 都道府県知事は、申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が適当であるかどうかを調査して、速やかに、認定をし、又はしないことの決定を行わなければならないこと。

イ 都道府県知事は、アの認定又は決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者に通知しなければならないこと。

#### (5) 認定の取消し

都道府県知事は、養育里親が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該認定を取り消すことができること。

ア 要件のいずれかに該当しなくなったとき。

イ 都道府県知事にすべき届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ウ 委託児童の養育に関し、里親の養育に関する最低基準の規定に違反したとき。

エ 不正な手段により認定を受けたとき。

オ 養育里親から認定の取消しの申請があったとき。

#### (6) 登録

都道府県知事は、養育里親から登録の申請があったときは、次に掲げる事項を養育里親名簿に登録しなければならない。

ア 登録番号及び登録年月日

イ 住所、氏名、性別及び生年月日

ウ 養育里親の認定を行った年月日

#### (7) 登録の更新

ア 登録の有効期間は5年であること。

イ 登録更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までに登録の更新が行われなときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了の日後も登録の更新がなされるまでの間は、なお効力を有すること。

ウ イの場合において登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、